

釧路市カケハシ青少年育成基金助成基準

(平成 18 年 4 月 1 日制定)

(平成 19 年 4 月 1 日改正)

(平成 20 年 4 月 1 日改正)

(平成 21 年 4 月 1 日改正)

(平成 25 年 4 月 1 日改正)

(平成 30 年 4 月 1 日改正)

1 目的

この基準は、釧路市基金条例（平成 17 年釧路市条例第 74 号）第 7 条第 29 項に基づきカケハシ青少年育成基金を文化・スポーツを通して青少年の文化及びスポーツの育成向上に要する経費として助成することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 助成内容等

教育委員会は、予算の範囲内で、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額を助成するものとする。

- (1) 釧路市文化振興条例（平成 17 年釧路市条例第 252 号）及び釧路市スポーツ振興助成条例（昭和 45 年釧路市条例第 25 号）に基づく助成基準（次号において単に「助成基準」という。）により助成対象となった小中学生及び高校生が、釧路市外で開催される全国大会に出場する場合 1 人当たり 1 万円
- (2) 助成基準により助成対象となった小中学生及び高校生が、国際大会に出場する場合 1 人当たり 2 万 5 千円
- (3) カケハシ釧路スポーツ記念館の展示資料等の整備をする場合 釧路市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めた額
- (4) 青少年の文化・スポーツ振興を目的とした全国若しくは全道規模の大会、事業、各種講習会、講演会、他都市との交流事業等であって教育委員会が特に意義があると認めるものが、釧路市で開催される場合 教育委員会が必要と認めた額

3 助成金の交付対象外

前項第 4 号に掲げる対象事業等が、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、助成金を交付しない。

- (1) 営利活動、政治活動又は宗教活動を目的とする事業であるとき。
- (2) 申請者が、釧路市暴力団排除条例（平成 24 年釧路市条例第 33 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係事業者であるとき。

4 助成金交付決定の取消し等

教育委員会は、助成金交付決定後又は助成金の交付後に、第 2 項第 4 号に掲げる助成対象事業が、前項第 1 号の事業であることが判明したとき、又は助成対象事業の申請者が暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係事業者であることが判明したときは、助成金交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

別記1

第3項に規定する暴力団関係事業者該当するもの

- (1) 役員等（助成金交付を申請しようとする者が個人である場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは助成事業に係る事務所の代表者を、法人以外の団体である場合にはその団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）であると認められるもの
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるもの
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるもの
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは関与していると認められるもの
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの

別記2

第4項に規定する暴力団関係事業者該当するもの

- (1)～(5) 別記1と同じ。
- (6) 役員等が、助成事業の実施における購入、賃貸借、雇用、請負、委任その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるもの
- (7) 役員等が、上記(1)から(5)までのいずれかに該当するものと助成事業の実施において購入、賃貸借、雇用、請負、委任その他の契約を締結していた場合（(6)に該当する場合を除く。）に、市が役員等に対して当該契約の解除を求めたにも関わらずこれに従わないもの